

働き方改革助成金の改正点について

令和8年度は、11年振りに予算成立が遅れたため、通常は4月1日の改正が遅れて、働き方改革助成金の改正では、4月13日(月)にわかりました。

以下に令和8年度の働き方改革助成金の改正点をまとめましたので、ご確認ください。

1. 働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)

建設業、情報通信業、運輸業務等の業種で、36協定の見直しで最大8割、250万円の設備投資補助他

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692_00001.html

【令和8年度改正点】

(1) 36協定の見直しに、令和8年4月1日以前2年間で、月45時間を超える時間外労働の要件が追加

建設業、情報通信業、運輸業務等の業種限定、月限度時間60時間を超える令和7年12月31日までの36協定要件と「**令和8年度改正で、令和8年4月1日以前の2年間において、少なくとも1箇月、月45時間を超える時間外労働の実態があること**」で、最大8割、250万円設備投資補助となりました。(上限額は変わりません)

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え 月80時間以下
事業実施前の 設定時間数	月60時間を超え 月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

【根拠: 働き方改革推進支援助成金申請(統一)パンフレットP34】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001687206.pdf>

(2) 所定外労働時間の削減の新設

交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1箇月における所定労働時間を超える時間外労働の時間数を、**前年同月を基準として、労働者1人あたり5時間以上削減**することとする。

交付申請の前に、全ての指定事業場において、交付申請日を有効期間に含む36協定を、所轄労働基準監督署長に届け出ていることを要する。

削減した労働者1人あたりの 所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

【根拠: 働き方改革推進支援助成金申請(統一)パンフレットP35】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001687206.pdf>

(3) 賃金引上げ加算の改正

以下、時短・年休コースと勤務間インターバル導入コースで同じです。

成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算(※4)(常時使用する労働者が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円 (上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円 (上限360万円)

(※4)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上記の表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

【根拠: 働き方改革推進支援助成金申請(統一)パンフレット P17 他】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001687206.pdf>

人数区分別では、下記のようになります。

【賃金引上げ加算】

(常時使用する労働者数が30人を超える中小企業事業主の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円(上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円(上限360万円)

【賃金引上げ加算】

【賃金引上げ加算】(常時使用する労働者数が10人以上30人以下の中小企業事業主の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円(上限60万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり24万円(上限480万円)
7%以上引上げ	72万円	144万円	240万円	1人当たり36万円(上限720万円)

【賃金引上げ加算】

(常時使用する労働者数が10人未満の中小企業事業主の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～9人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円
5%以上引上げ	60万円	120万円	200万円
7%以上引上げ	90万円	180万円	300万円

(4) 割増賃金率引き上げの加算制度の新設

成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引き上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円

【根拠: 働き方改革推進支援助成金申請(統一)パンフレット P17 他】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001687206.pdf>

2. 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)

150万円・50万円

事前 36 協定要件あり、最大 8 割、150 万円設備投資補助と、事前 36 協定要件無しの(年休の計画的付与と時間単位の年休+特別休暇)の最大 8 割、50 万円設備投資補助と前年通りとなっています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

【令和 8 年度改正点】

(1) 月限度時間 60 時間を超える令和 7 年 12 月 31 日までの 36 協定要件と「令和 8 年度改正で、令和8年4月1日以前の2年間において、少なくとも1箇月、月 45 時間を超える時間外労働の実態があること」で、最大 8 割、150 万円設備投資補助となりました。

(上限額は変わりません)

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え 月80時間以下
事業実施前の 設定時間数	月60時間を超え 月80時間以下	100万円	—
	月80時間超	150万円	50万円

【根拠: 働き方改革推進支援助成金申請(統一)パンフレット P27、P34】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001687206.pdf>

(2) 賃金引上げ加算の改正と割増賃金率引き上げの加算制度の新設は、

1.(3)、(4)と同じです。

3. 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)新規 150 万円

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>

「勤務間インターバル導入コース」とは、勤務終了後、次の勤務までに 11 時間以上の「休息时间」を設けることで最大 8 割、150 万円設備投資補助。

事前 36 協定要件あり、さらに令和 8 年 3 月 31 日以前 2 年間の中で 1 人 1 か月以上の 45 時間を超える残業要件があります。

【令和 8 年度改正点】

(1)適用要件の緩和 1/2 超→1/4 超と上限額 120 万円→150 万円

●新規導入:労働者の1/2超に適用

休息时间数(※3)	補助率(※4)	1 企業当たりの上限額
9 時間以上11時間未満	3 / 4	100 万円
11時間以上	3 / 4	150 万円

●新規導入:労働者の1/4超1/2以下に適用

休息时间数(※3)	補助率(※4)	1 企業当たりの上限額
9 時間以上11時間未満	3 / 4	50 万円
11時間以上	3 / 4	75 万円

(※3) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息时间数のうち、最も短いものを指します。

(2)賃金引上げ加算の改正と割増賃金率引き上げの加算制度の新設は、

1.(3)、(4)と同じです。

4. 【令和 8 年度新規設定】 働き方改革推進支援助成金(取引環境改善コース)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273_torihikikannkyou.html

荷主集団などが、トラックドライバーの時間外労働の削減等のために、荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取引環境整備の取組を実施した場合に、その荷主集団などに対して最大 100 万円を助成するものです。

5.よくある質問

【業務改善助成金と働き方改革助成金の賃金引上げ加算のW申請は可能】

Q1 地域別最低賃金のパートさんがいるのですが、最低賃金の引上げにより、業務改善助成金で、製造機械、システム等を購入して、働き方改革助成金の賃金引上げ加算で、軽バン、軽トラック等を購入することは可能ですか？

A1 はい、いままで通り、令和 8 年度も、業務改善助成金と働き方改革助成金の賃金引上げ加算のW申請は可能です。

【根拠:働き方改革推進支援助成金申請(統一)パンフレットP45】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001687206.pdf>

【就業規則例2:企業内最低賃金額を引き上げる場合】

第〇条 **当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額〇〇円とする。**但し、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 7 条に基づく最低賃金の減額特例許可を受けた者を除く。

附則この規程は令和〇年〇月〇日から施行する。

【働き方改革助成金で、貨物自動車等及び特種用途自動車等の購入はOK】

Q2 働き方改革助成金で、軽バン、軽トラック、ハイエース等の貨物自動車等及び特種用途自動車等の購入は、令和 8 年度も可能ですか？

A2 はい、いままで通り、令和 8 年度も貨物自動車等及び特種用途自動車等の購入は OK です。

【根拠:働き方改革推進支援助成金支給要領(業種別課題対応コース)P30】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001689313.pdf>

⑬ 次の費用については、一律に助成対象経費に含まないものとする。

ア **乗用自動車等の購入費用**

「乗用自動車等」とは、乗車定員 10 人以下の自動車であって、**貨物自動車等及び特種用途自動車等以外のもの**、すなわち、昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号「自動車の用途等の区分について(依命通達)」における「1 乗用自動車等」をいう(以下同じ。)

労働者を作業場所まで送迎するための自動車、小型自動二輪車(大型オートバイ(排気量 251cc 以上))も乗用自動車等に含まれる。原動機付き自転車はバイク(排気量 125cc 以下)、軽二輪自動車はオートバイ(排気量 126cc~250 以下)に分類され、乗用自動車等に含まれない上、下記イの取扱いとなる。

ただし、特種用途自動車等類似の自動車であって、特種な目的に専ら使用するものと認められるもの(例えば、車椅子での乗降に適したスロープまたはリフトを備え付けた福祉車両等)に係る購入費用並びに同依命通達「2 乗合自動車等」、「3 貨物自動車等」及び「4 特種用途自動車等」に係る購入費用は、助成対象経費に含むことができる。例えば、除雪車(小型特種用途自動車又は大型特種用途自動車に該当するものは「4 特種用途自動車等」に該当する。